

## 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者様についても、明細書を発行します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、**発行を希望されない方は会計窓口にてお申し出ください。**

\*発行された明細書は大切に保管してください。

万が一無くされても再発行はいたしません。

なお、発行し患者様にお渡しした時点で、当院の責任は消滅しますので、その後のトラブル等については一切責任を負えません。

新潟県立妙高病院 病院長